

令和4年7月1日

会社法第791条第2項及び会社法第801条第3項第2号に規定する事後備置書類

東京都港区港南二丁目16番1号
株式会社マクロミル
代表執行役 佐々木 徹

東京都港区港南二丁目16番1号
株式会社エイトハンドレッド
代表取締役 大畑 翔柄

株式会社マクロミル（以下「吸収分割会社」といいます。）及び株式会社エイトハンドレッド（令和4年7月1日付けで株式会社SOUTHより商号変更。以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、令和4年5月12日付けで吸収分割会社と吸収分割承継会社との間で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、令和4年7月1日を効力発生日として、吸収分割会社のDMP（データマネジメントプラットフォーム）事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

会社法第791条第2項、会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条の規定により、吸収分割会社及び吸収分割承継会社の本店にそれぞれ備え置くこととされている書面の記載事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

本吸収分割の効力発生日は、令和4年7月1日です。

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、吸収分割会社において会社法第784条第2項に規定する簡易分割に該当するため、会社法第784条の2但書の規定により、吸収分割会社の株主は本吸収分割につき差止請求をすることができません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

本吸収分割は、吸収分割会社において会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易分割に該当するため、吸収分割会社は、会社法第 785 条第 1 項第 2 号の規定により、反対株主の株式買取請求に関する手続を要しませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

吸収分割会社は、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権を発行していないため、同条の規定に基づく新株予約権買取請求の手続を行っておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、令和 4 年 5 月 23 日付けで官報により公告し、かつ、同日付けで電子公告の方法により公告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 797 条の規定及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

吸収分割承継会社の株主から会社法第 796 条の 2 の規定による請求はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

吸収分割承継会社においては、会社法第 797 条の規定に基づき、所定の期間内に株式の買取請求をした株主はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年 5 月 23 日付けで官報に公告し、かつ、令和 4 年 5 月 18 日付けの書面により知れている債権者に対して個別催告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日である令和 4 年 7 月 1 日をもって、吸収分割会社から、本吸収分割契約の定めに従い、吸収分割会社の DMP（データマネジメントプラットフォーム）事業に関する資産その他の権利義務を承継いたしました。吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した資産の額は約 178 百万円であり、負債の額は約 19 百万円（いずれも概算値、2022 年 3 月 31 日時点）であり、これらの金額に効力発生日の前日までの増減を加減して確定します。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の変更登記は、いずれも令和 4 年 7 月 1 日以降速やかに申請する予定です。

6. 上記のほか、本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以 上